

豊中市職員証に関する要綱

(職員証の交付)

第1条 豊中市職員（以下「職員」という。）に対し、職員であることを証するため豊中市職員証（以下「職員証」という。）を交付する。職員証は名札を兼ねるものとする。

(職員証を交付する職員の範囲)

第2条 職員証を交付する職員の範囲は、次の各号のとおりとする。ただし、嘱託職員、臨時職員及び非常勤職員を除く。

(1)市長部局、市立豊中病院、上下水道局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員事務局、農業委員会事務局及び市議会事務局の職員並びに一部事務組合、外郭団体、他団体等に派遣している職員（いずれも再任用職員・任期付短時間勤務職員を含む。）

(2)常勤の特別職職員

(職員証の携帯)

第3条 職員は、職務を遂行するにあたっては職員証を携帯しなければならない。

(職員証の譲渡等の禁止)

第4条 職員は、職員証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(職員証の有効期間)

第5条 職員証の有効期間は、平成31年（2019年）4月1日から10年間とする。

2 有効期間の途中で職員が退職又は死亡した場合は、職員証は失効するものとする。

(新規採用職員の取扱い)

第6条 平成31年（2019年）4月2日以降新たに職員となった者に対しては、採用日に職員証を発行する。その場合の職員証の有効期間は、採用日から前条第1項の期限までとする。

(写真の提出)

第7条 職員は、職員証の発行又は更新にあたっては、顔写真（データファイルも可）を提出しなければならない。

(職員証の返却)

第8条 職員は、職員証の有効期間が終了したときは、職員証を返却しなければならない。職員が退職又は死亡したときも同様とする。

(職員証の再交付)

第9条 職員は、氏名を変更したとき又は職員証を破損若しくは紛失したとき等再交付が必要となった場合は、職員証再交付願を人事課へ提出し、再交付を受けなければならない。

(職員証の様式及び材質)

第10条 職員証の様式は、様式第1のとおりし、材質はプラスチックとする。

(旧職員証の失効)

第11条 この要綱の実施日以前に発行していた職員証は、平成31年（2019年）3月31日をもって失効するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年（2004年）4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年（2009年）4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 23 年（2011 年）4 月 1 日から実施する。

附 則

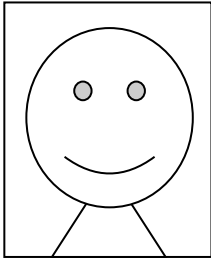
この要綱は、平成 25 年（2013 年）4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から実施する。

様式第 1

(表)

とよなか みらい 豊 中 未 来	
	上記の者は豊中市職員であることを証明する。
	平成31年(2019年)4月1日
	豊 中 市 印

(裏)

豊 中 市 職 員 証 注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none">1. 職員は職務を遂行するにあたっては、本証を携帯しなければならない。2. 本証は、他人に貸与または譲渡してはならない。3. 本証を紛失、破損した場合、氏名に変更があった場合は、すみやかに届け出ること。4. 本証は、下記の有効期間にかかわらず、退職・死亡した場合は失効する。その場合は、本証を返却すること。5. 本証は、平成31年(2019年)4月1日から10年間有効とする。
豊中市中桜塚 3-1-1 TEL(06)6858-2525 (代)